

募集要項

1 事業の目的

関西広域連合では、構成府県市の産業プロモーションを合同で実施する取り組みを進めています。今回は、関西（関西広域連合構成府県の滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県。以下「関西」という）の優れた商品を通じて、関西の産業ポテンシャルのPRを目的に実施します。展示会出展にあたり、14の商品を一定のコンセプトに基づき選定し、クリエイターによるブースデザインなどを取り入れ、効果的にPRします。

2 事業の内容

- (1) 第77回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2014の関西広域連合ブースへの商品出展
- (2) 第77回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2014で配布するカタログへの掲載

3 出展する展示会について

- 名称 : 第77回 東京インターナショナル・ギフト・ショー 春2014
会期 : 平成26年2月5日(水)～7日(金)
会場 : 東京ビッグサイト 西展示棟(東京都江東区有明3-11-1)
出展予定フェア: 「クラフトデザインコーナー」
～現代の生活者に技術・素材を活かして“新しい価値観”を提案するデザインクラフト～
注) 「クラフトデザインコーナー」出展については主催者の審査が必要であるため現在申請中です。審査結果によっては「生活雑貨フェア」に出展することとなります。出展エリアは11月下旬に確定します。
- 出展方法 : 選定された商品に関西広域連合ブースに展示し、関西広域連合職員が出展商品を通じて、関西のものづくりの良さをPRします。

4 応募資格

この事業に応募するためには、次の各号のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 関西広域連合構成府県内に本社があること。
- (2) 中小企業^{注1)}又は個人事業主であること。また、みなし大企業^{注2)}でないこと。
注1) 中小企業: 中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する会社です。製造業及びソフトウェア業の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であるか、常時使用する従業員の数が300人以下の会社であることが必要です。
注2) みなし大企業: 一つの大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合、又は、複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合、若しくは、役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合をいいます。
- (3) 商品の製造工程の大半が関西で実施されていること又は商品の企画販売が関西の事業者により実施されていること。(ただし材料や製法が関西外の地場産業や伝統工芸品産業と認知されるもの、海外で生産されるもの、食品については対象外とします。)
- (4) 出展する展示商談会に適した販売可能な商品であり、6 選定基準のすべてを満たしていること。(食品除く)
- (5) 工場(工房)見学が可能であること。
- (6) 第77回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2014出展後、百貨店等催事やイベントへの出展が対応可能であること^{注3)}。
注3) 別紙アンケートに対応可能な日数や地域をご記入ください。
- (7) 第77回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2014に商品を出展していないこと。
- (8) まだ広く市場に出て評価・認知されておらず、一定のブランドが形成されていない商品であること。
- (9) 第75回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2013で関西広域連合ブースに商品を出展していないこと。
- (10) 暴力団員又は暴力団密接関係者^{注4)}でないこと。また、法人にあつては役員等^{注5)}がこれらの者でないこと。

注4) 暴力団密接関係者: 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいいます。

注5) 役員等: 大阪府暴力団排除条例施行規則第3条第5号に定めるものをいいます。

- (11) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者に該当していないこと。
- (12) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者でないこと。

5 応募方法

応募される企業は、「応募申請書」に必要事項を記入し、(1)に記載している提出物を添えて、下記の申し込み先まで送付してください。なお、応募の際に提出いただいた書類については返却しません。(ただし、出展を希望する商品の実物については、返却を希望する場合は審査後に着払いで返送します。)

(1) 提出物

【必須提出】

- ・ 応募申請書
- ・ 出展を希望する**商品の実物**及びカタログ等の資料
- ・ 会社概要又はこれに準ずるもの
- ・ 主要株主名簿及び出資比率のわかるもの(中小企業のみ)
- ・ 過去2年間の決算書類(貸借対照表及び損益計算書又は青色・白色申告の決算書写し)
- ・ 申立書

【任意提出】

- ・ 展示会へ出展した際の写真(出展経験のある企業)

(2) 提出方法

応募申請書に必要事項を記入し、上記(1)の提出書類と一緒に**郵送等**により提出してください。(その際、あて先の課名の後に、(ギフトショー)と記載してください。)

なお、「応募申請書」及び「申立書」は、別添に様式がありますので、ダウンロードして使用してください。

(3) 締め切り

平成25年12月2日(月)までに到着するよう送付してください。

6 選定基準

次の①～④に基づいて選定します。

- ① 関西の技術・素材を活かした商品であること
- ② 現代の生活スタイルに合うこと
- ③ 新しい価値観を提案できること
- ④ 日常使いできる商品であること

7 事業対象企業の選定方法

(1) 選定企業数

全14社程度注1)

注1)各府県最低1社選定。

応募状況によって各府県の選定企業数が異なる場合があります。

(2) 選定方法

応募する商品が、選定基準に一致しているかどうかを提出書類や商品により総合的に判断して選定します。(なお、審査内容に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。)

また、当該事業において採択された後、法令等に抵触することが判明した場合や、主催者が展示商談会を中止又は延期し当該年度中に出品できない場合は採択を取り消すことがあります。

(3) 採択の結果

文書にて通知します。

平成25年12月上旬予定。

(4) 採択された場合

- ・採択結果発表後、展示会で配布するカタログ等の作成のため工場（工房）に伺い取材を行うことがあります。（スケジュールは別途調整させていただきます。）
- ・出展商品は指定する時間・場所に送付していただきます。往復の送料は自社負担となります。
- ・4 応募資格(10)の要件を満たしているかを確認するため、関西広域連合暴力団排除措置要綱に基づき暴力団審査情報（氏名・住所・生年月日等）の提出を依頼します。

(5) 留意事項

- ・ブースレイアウトについては関西広域連合が指定します。そのため選定商品の種類や数量を調整させていただく場合があります。
- ・展示スペースは1社につき概ね縦70センチ×横70センチを予定しております。ただし、選定商品の種類や数量によっては調整させていただく場合があります。
- ・出展料金（小間代及びブース装飾経費）及び展示商談会で配布するカタログ製作料金は関西広域連合が負担しますが、展示商品の往復の送料や保険料については、自社負担となります。（運送・展示中の盗難・毀損による損害について関西広域連合で保証するものではありません。）
- ・商品出展者のアテンドは任意ですが、アテンドされる場合、その交通費や宿泊費等は自社負担となります。

8 採択の取り消し

以下の各号に該当する場合、採択は取り消しとなります。

- (1) 採択された企業が、破産等により事業の継続が困難となった場合
- (2) 採択後にあつて、4 応募資格を満たさないことが判明した場合

9 申し込み・問い合わせ先

所属：関西広域連合広域産業振興局ものづくり支援課（大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課内）
担当：領家・水谷
住所：〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階
電話：06-6748-1066 ファクシミリ 06-6745-2362